

甲斐国青柳村の文書管理

西 村 慎太郎

【要 旨】

本稿は甲斐国巨摩郡青柳村における文書管理の様相を明らかにするものである。甲斐国巨摩郡青柳村は現在の山梨県南巨摩郡富士川町青柳町に該当し、その村の村役人を務めた秋山家の古文書が国文学研究資料館に収蔵されている。

青柳村の名主引継目録は26冊残されており、文政2年(1819)に、災害に関わる文書を整理する必要から作成された。明治時代に至るまでの間に、4回の文書整理があり、記載順序の確定、「古たんす」や郷蔵への移管、文書廃棄、一括化などの原状変更が徐々に行われていった。文書は袋・くくり紐・卷子仕立てなど文書を一括してファイリングしており、保管と活用のために適宜原状に変更を加えている。一枚物は関係文書とともに括られて一括化していることが多いが、年貢割付状・年貢皆済目録は括られておらず、割付状・皆済目録に記載された自然災害による年貢減免のために参照する可能性が指摘できる。

「書物帳面引渡帳」内の記載順序は弘化3年以降ほぼ確定するが、歴史認識の変化や存在証明文書の軽視が見られ、存在証明文書自体の存在価値の「揺れ」と評価した。

アーカイブズ学的な整理の課題として、名主引継文書目録が遺されている場合、それらを十分に分析した編成が不可欠である点を指摘した。

【目 次】

はじめに

1. 青柳村と秋山家文書の概要
2. 「書物帳面引渡帳」に見る青柳村の文書管理
3. 青柳村の文書管理の展開と特質

おわりに

はじめに

本稿は甲斐国巨摩郡青柳村（現在の山梨県南巨摩郡富士川町青柳町）における文書管理の様相を明らかにするものである。対象時期は近世であり、青柳村がいかなる文書管理を行ったのかを明らかにするため、国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書（資料記号22F）を用いる。

近世日本の地域社会における文書管理史研究は、文書館学・記録史料学・アーカイブズ学の発展の中で、安藤正人氏が提唱し¹⁾、大友一雄²⁾・高橋実³⁾・富善一敏⁴⁾・保坂裕興⁵⁾・渡辺浩一氏⁶⁾らの研究によって牽引されてきたことは論を俟たない。研究史整理とその意義については、既述の各論稿においてまとめられているので、本稿で繰り返すことはしないが、文書管理史研究において、現在課題として遺されている点を確認しておく。

長きにわたって近世文書管理史を実証面・理論面で分析している富善氏は、近著の中で、①地域秩序や地域認識への利用のための文書の保存管理、文書の編纂利用、②上申文書作成の媒介者の存在、という2点が今後の文書管理史研究に重要な視角であると述べている⁷⁾。いずれも重要な指摘であり、とりわけ、富善氏も注目している渡辺浩一氏の著書は現段階における到達点と評価できよう⁸⁾。渡辺氏の著書では、近世の組織・集団がその活動を機能させるための文書管理に関する研究史と近世由緒論として括られる研究史（渡辺氏の研究においては、「存

-
- 1) 安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』（吉川弘文館、1998年）、同「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」（大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館、1986年。初出は『日本史研究』280、1985年）。
 - 2) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』（吉川弘文館、1999年）。
 - 3) 高橋実「近世における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年）、同「近世地域社会における文書の作成と管理」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究編』8、2012年）、同「近世地域文書管理史研究の現状と課題」（関東近世史研究会編『関東近世史研究論集1 村落』、岩田書院、2012年）
 - 4) 富善一敏「近世村落における文書整理・管理について—信州高島領乙事村の事例から—」（『記録と史料』2、1991年）、同「近世村落における文書引継争論と文書引継・管理規定について」（『歴史科学と教育』12、1993年）、同「検地帳所持・引継争論と近世村落」（『関東近世史研究』38、1995年）、同「国文学研究資料館史料館所蔵村方文書引継・管理史料」（『東京大学日本史学研究室紀要』2、1998年）、同「民間文書管理の進展」（大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』、吉川弘文館、2003年）、同「近世地方文書の史料群構造—山城国相楽郡西法花野村浅田家文書中の狛組大庄屋文書を素材として」（国文学研究資料館編『アーカイブズの科学』下巻、2003年）、同「近世日本のアーカイブズ 利用の側面を中心に」（『アーカイブズ学研究』7、2007年）、同「村方文書管理史研究の現状と課題」（国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存』、岩田書院、2008年）。
 - 5) 保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム—武蔵国秩父郡上名栗村を事例として—」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本のアーカイブズ論』、岩田書院、2003年。初出は『学習院大学史料館紀要』6、1991年）、同「記録史料の作成・伝来論」（『日本のアーカイブズ論』）同「近世五郎兵衛新田における記録管理と村政」（『学習院大学史料館紀要』7、1992年）。
 - 6) 渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』（勉誠出版、2014年）、同「日本近世史料科学研究の現状と課題」（高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史料科学研究—史料空間論への旅立ち—』、北海道大学図書刊行会、2000年）
 - 7) 富善一敏「近世村方文書管理史研究進展のためのノート—渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』に触発されて—」（『新しい歴史学のために』287、2015年）。
 - 8) 前掲註6 渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』。

在証明文書」の「実践」として位置付けられている)⁹⁾の架橋を積極的に目指し、近世の記憶の領域を検討している。

しかし、本稿で事例として挙げる青柳村の場合、「地域の記憶」論を展開することができる資料は管見の限りない。また、文書管理史としてすでに研究蓄積のある民衆運動史の流れとして論じたり、文書管理に伴う儀礼なども確認できない。それでもなお、青柳村を事例にして文書管理を論じる研究史的意義は次の2点である。第一に、文政2年(1819)～明治5年(1872)に至るまでの26冊に及ぶ「書物帳面引渡帳」という名主引継文書目録が遺されている点。これまで名主引継文書目録はせいぜいひとつの村に1冊ないし複数冊遺されているに過ぎなかったが、青柳村の場合、わずか50年余りのうちで26冊も遺されており、名主が引き継いだ文書だけでなく、整理・廃棄・アーカイブズ化の様相が具体的に記されている。第二に、利用・活用が周辺史料からはほとんど確認できない点。これは研究蓄積を逆行するようだが、近隣の最勝寺村との争論以外には名主引継文書の利用・活用を示す史料がない。利用がないにもかかわらず、なぜ引き継ぐのか、引き継がれた文書は何らかの利用の可能性があったのかを検討する必要があり、これは由緒論や民衆運動史とは別の角度から文書管理史に寄与することができよう。

そこで、本稿では青柳村の文書管理の様相を明らかにするため、以下のように論じていく。第一に、青柳村と「書物帳面引渡帳」が遺されていた秋山家文書の概要を述べる。第二に、「書物帳面引渡帳」の概要と整理の様相について述べる。第三に、「書物帳面引渡帳」全26冊を具体的に検討して、青柳村の文書管理の特質について検討する。

1. 青柳村と秋山家文書の概要

最初に甲斐国巨摩郡青柳村の概要を述べてみたい¹⁰⁾。青柳村は甲府盆地の南部で釜無川と笛吹川が合流し、富士川となる地域である。甲府盆地の最低地であるため、水害に悩まされる地域であるものの、一方では豊富な水資源によって弥生時代以降の遺跡が確認されている。青柳の地名は戦国時代より見え、甲斐国西郡筋(甲府盆地西部の総称。南アルプス市域のうち旧若草町を除く地域・富士川町全域・市川三郷町のうち旧市川大門町全域が該当)の交通の要衝として栄えた。

近世に入って富士川舟運が始まると、鰍沢・黒沢とともに「甲州三河岸」として甲斐国の米を太平洋側に運び、全国各地の物資を甲斐国にもたらず玄関口として、また、信濃国へと延びる信州往還が走っていることから、甲信地域の流通を担う拠点となっていた。支配体制は幕

9) 「存在証明文書」とは、「これを保管する集団が近世社会固有の価値体系の中に自らを位置づけ、その位置づけにおいて集団が存続していくために保持していくことが不可欠の文書」のことであり、その「実践」とは、「作成・利用・保管・再利用の総体」と定義されている(前掲註6渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』3頁)。

10) 以下、青柳村の概要については、鰍沢町編『鰍沢町誌』(鰍沢町、1959年)、鰍沢町誌編さん委員会編『鰍沢町誌』上巻・下巻・資料編(鰍沢町、1996年・2006年)、増穂町誌編纂委員会編『増穂町誌』上巻・下巻・資料編(増穂町、1976年・1977年)、国立史料館編『史料館所蔵史料目録』13(国立史料館、1967年)、山梨県埋蔵文化財センター編『山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第259集 青柳河岸跡 増穂地区築堤護岸整備事業に伴う青柳河岸跡発掘調査報告書』(山梨県教育委員会・国土交通省関東地方整備局、2009年)。

領の後、一時甲府藩領となるが、享保9年(1724)以降は幕末まで幕領(上飯田代官所ないし市川代官所支配)であった。村内は東組と西組に分かれており、宗門人別帳・名寄帳などの基本台帳はそれぞれで作成されていた。村高は近世後期から幕末にかけて733石余から735石余、文化年間の戸数と人口は277戸・1412人である。既述の通り、舟運をはじめとした流通の拠点であり、「荒くれ者」とも言うべき人びとの溜まり場となっていた。甲州博徒として名を馳せた市松・寅之助兄弟は青柳村の出身であり、素行が問題視されて勘当されている¹¹⁾。

慶応4年(1868)6月、青柳村は市川県支配となり、やがて甲斐府、明治2年(1869)7月には甲斐県、同4年4月には山梨県となった。さらに明治7年には青柳村を含む巨摩郡第三十区全域が増穂村となった。

次に、本稿で取り扱う秋山家と同家の文書群について述べる。秋山家は代々源兵衛を名乗っており、近世後期には青柳村の村役人を務めていた。系図などの存在が確認できないため詳細な履歴は不明である。藤村潤一郎氏によれば¹²⁾、文化9年(1812)に百姓・惣左衛門の養子となって同14年に家督を相続した源兵衛以降、村役人に就任しているようだ。実際、後述するように「書物帳面引渡帳」の奥書の村役人として源兵衛の名が登場するのは安政2年(1855)以降であり、幕末期に村政に関わる存在となっていたのであろう。経済的な側面では、既述の藤村氏の論稿において天保年間以降の土地集積が進んだと評価されている。地主経営以外にも茶屋源兵衛と名乗ったように茶商を営んでいたことが知られている。

秋山家文書は寛文年間から明治10年代に及ぶ青柳村と秋山家に関わる文書群で、総点数は1230点に及ぶ。1947年に徳川林政史研究所から文部省に譲渡され、のちに国立史料館(現在の国文学研究資料館)が所蔵することとなった。当時、同様に所蔵することとなった山梨県内の山梨郡下井尻村井尻家文書・同村依田家文書とともに国立史料館の藤村潤一郎氏らによって整理・編成されて、1967年に『史料館所蔵史料目録』第13集が刊行された。なお、秋山家には他の文書群も遺されており、慶長6年(1601)以降の検地帳については山梨県立博物館が所蔵している。

それでは本稿で関わる範囲で青柳村の村役人はどのように選出されたのかを確認しておこう。青柳村名主がいつ輪番制になったかは判然としないものの、宝永7年(1710)段階ではひとりの者が名主役を10年務めることがあったようであり、すでに18世紀初頭には輪番制が始まっていたものと思われる¹³⁾。

「書物帳面引渡帳」のうち、名主・長百姓の記載がある文政7年(1824)以降の村役人を一覧にしたのが表1である。青柳村は4名から10名ほどの村役人が存在しており、長百姓の中から輪番で名主に就任したものと思われるが、注目すべきは「書物帳面引渡帳」の作成月が全て7月であることだ。例えば、嘉永6年(1853)の名主交替の事例を見てみよう。次の史料は嘉

11) 「(七兵衛忒市松寅之助勘当願)」(国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書546)。本稿においては、史料の内容表題などについては不十分な記述もあるが、前掲註10『史料館所蔵史料目録』13の記述を用いた。なお、拙稿「甲州青柳村七兵衛の一生」(『文部科学教育通信』359、2015年)で一部紹介した。

12) 藤村潤一郎「秋山家文書解題」(前掲註10『史料館所蔵史料目録』13)。

13) 「(忠左衛門義名主役御赦免二付相勤候内十ヶ年勘定一札)」(国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書993)。

表1 「書物帳面引渡帳」に見る青柳村名主一覧

	名主	新名主(宛所)	長百姓	長百姓見習
文政7年7月25日	太郎八	-	利八・六左衛門・新太郎・太郎左衛門	
天保2年7月25日	太郎八	-	新太郎・理八・六左衛門	
弘化3年7月25日	太左衛門	源五左衛門	真太郎・弥十郎・利八・太郎左衛門	
嘉永元年7月25日	源五左衛門	弥十郎	真太郎・利八・太左衛門・太郎左衛門	
嘉永2年7月	弥十郎	真太郎	源五左衛門・太左衛門・利八・太郎左衛門	
嘉永3年7月	太左衛門	弥十郎	源五左衛門・利八・太郎左衛門	
嘉永5年7月	弥十郎	太左衛門	源五左衛門・利八・太郎左衛門	
嘉永6年7月	太左衛門	源五左衛門	弥十郎・利八・太郎左衛門	
安政2年7月	源五左衛門	弥十郎	太左衛門・太郎左衛門・源兵衛・多八・十兵衛	
安政3年7月	弥十郎	源兵衛	源五左衛門・太左衛門・太郎左衛門・十兵衛・多八	政十郎
安政5年7月	多八郎	十兵衛	弥十郎・源五左衛門・源兵衛・太郎右衛門・太郎左衛門	政十郎
安政6年7月	十兵衛	弥十郎	源兵衛・源五左衛門・多八郎・太郎右衛門・太郎左衛門	政十郎
万延元年7月	弥十郎	源兵衛	十兵衛・源五左衛門・多八郎・太左衛門・太郎右衛門・太郎左衛門	政十郎
文久元年7月	源兵衛	多八郎	弥十郎・源五左衛門・太郎右衛門・十兵衛・太郎左衛門	政十郎
文久2年7月	多八郎	兵藏	源兵衛・源五左衛門・十兵衛・太郎左衛門・太郎右衛門・政十郎・六兵衛・久七	
文久3年7月	兵藏	政十郎	多八郎・源兵衛・源五左衛門・十兵衛・太郎左衛門・太郎右衛門・六兵衛・久七	
元治元年7月	政重郎	六兵衛	兵藏・源兵衛・源五左衛門・十兵衛・多八郎・太郎左衛門・丈左衛門・新太郎	友作
慶応元年7月	六兵衛	丈左衛門	政重郎・源兵衛・源五左衛門・十兵衛・多八郎・兵藏・太郎左衛門・新太郎	友作
慶応3年7月	新太郎	源兵衛	丈左衛門・源五左衛門・十兵衛・多八郎・兵藏・政重郎・太郎左衛門・六兵衛	友作
慶応4年7月	源兵衛	兵藏	新太郎・丈左衛門・源五左衛門・多八郎・十兵衛・与平・六兵衛・太郎左衛門	友作
明治3年7月	兵藏	源兵衛	新太郎・丈左衛門・与平・六兵衛・八五郎・太十郎	
明治4年7月	秋山源兵衛	井上太十郎	中込兵藏・井上与平・磯野新太郎・中込六兵衛・中込八五郎	秋山長十郎
明治5年7月	井上太十郎	中込八五郎	秋山源兵衛・井上与平・中込兵藏	秋山長十郎

永6年（1853）の青柳村「御用留」である。

乍恐以書付を奉願上候

当村名主役之義、従前々長百姓之内ニ而順年番ニ相勤来候所、当年源五左衛門相当候間、何卒同人方江名主役被 仰付被成下置度奉願上候、然ル上者御年貢米金万一引負等仕候ハ、惣百姓ニ而奉弁上納、少茂御差支無之様可仕候、

右願之通御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上、

嘉永六丑年七月廿八日

巨摩郡青柳村名主 太左衛門
 長百姓 源五左衛門
 同 弥十郎
 同 利八
 同 太郎左衛門
 百姓代 久七

市川御役所¹⁴⁾

青柳村の新しい名主について、この年は源五左衛門が「相当」なので、仰せ付けられたいという市川代官宛への願書である。同年7月に作成された「書物帳面引渡帳」には名主太左衛

14) 「御用留」嘉永6年（国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書569）。

門と3名の長百姓が新名主の源五左衛門に対して、引き継ぐべき文書を書き上げている内容になっている。以上のことから、青柳村の名主は長百姓の中から毎年7月に選出されて、代官所へ新名主の届け出(形式的には願書)がなされるとともに、引き継ぐべき文書類を確認して、「書物帳面引渡帳」が作成された上で、新名主に引き継がれたことがうかがえよう。なお、名主就任の願書には百姓代が加わっているものの、文書の引き継ぎに当たって百姓代は関与していない。文書を引き継ぐという行為は百姓代や小前が関わらない名主・長百姓といった村政の一部の人びとによる専権事項であり、文書管理の透明性の限界が指摘できる。

2. 「書物帳面引渡帳」に見る青柳村の文書管理

ここでは「書物帳面引渡帳」から青柳村の文書管理の具体相に迫ってみたい。最初に「書物帳面引渡帳」の概要を述べる¹⁵⁾。写真1は文政2年(1819)の「書物帳面引渡帳」あり、弘化3年(1846)までの6冊が合冊されている。「書物帳面引渡帳」は文政2年から明治5年(1872)までの4つの横帳綴からなる合計26冊であり、それぞれ文政2年から弘化3年の6冊、嘉永元年から同6年の5冊、安政2年(1855)から文久3年(1863)の8冊、元治元年(1864)から明治5年の7冊というまとまりで綴られていた。そのうち嘉永元年から同6年の綴には最勝寺村との争論を記した嘉永7年7月の「諸事書物覚帳」が合綴されている。50年以上にわたって断続的に作成されているが、作成されない時期であっても、例えば文政7年の「書物帳面引渡帳」の場合、「荒地小前帳」は文化2年(1805)から文政8年までと記されていたり、朱書によって訂正・加筆が見えることから、毎年作成されていなくても名主役交代時には「書物帳面引渡帳」を用いて、引継文書を確認していたものと思われる。なお、元治元年(1864)から明治5年の7冊綴のうち、慶応元・3・4・明治3・4・5年の裏表紙には、「五冊今般奉差上候」のような付箋が付けられている。したがって、5冊一括の場合もあったものと思われる。

では、「書物帳面引渡帳」がいつから作成されるようになったか。慶応元年「書物帳面引渡帳」の中に初めて「書物帳面引渡帳」10冊が記載されている。敷衍すれば、それ以前の「書物帳面引渡帳」には「書物帳面引渡帳」自体が記されていない。但し、慶応元年以前の「書物帳面引渡帳」は20冊も現存しており、慶応元年「書物帳面引渡帳」に記載されたそれよりも多いので

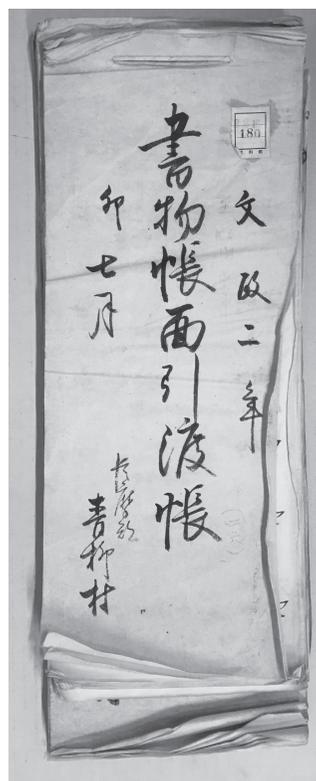


写真1 文政2年「書物帳面引渡帳」の表紙

15) 「書物帳面引渡帳」文政2年～明治5年(国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書180～206)。そのうち、191は「諸事書物覚帳」。

判然としないが、おそらく、現存する最も古い文政2年から作成されたものと想定し得る。その理由として、文政2年「書物帳面引渡帳」には多くの水害と堤防普請・起返しなどの文書が記載されており、「享和二戌文化元子畑方泥砂押小前帳」や「川除御普請二付請印帳」（寛政5・享和2・文化元・文化2年）など主に19世紀初頭（享和・文化年間）の文書が非常に多いことから、水害に伴う文書の大量発生によって、文書管理の必要性が生じたものと想定される。青柳村という水害多発地域の文書管理の成立契機といえよう。

「書物帳面引渡帳」全26冊に記載された引継文書の詳細については後述するが、これらを通観すると、①文政7年、②弘化3年、③安政7年、④明治3年の4回の文書整理が確認できる。但し、③以外は直前の「書物帳面引渡帳」から数年を経ているため、文書整理自体はそれぞれの年の「書物帳面引渡帳」が作成された時より前の可能性も考えられる。さらに、作成された「書物帳面引渡帳」よりも後の時代の記述もあることから、本稿ではあくまでも表紙に記され、整理のために使用された「書物帳面引渡帳」の年代を参照して、どのような文書整理であったのかを確認してみたい。

①文政7年の文書整理。文政3年・4年の後、何故3年間「書物帳面引渡帳」が作成されなかったのかは不明である。但し、文政7年の「書物帳面引渡帳」には後年に引き継がれた文書の記述（「文政拾年」など）も散見され、文政7年「書物帳面引渡帳」を用いて、文政7年以降にも文書整理が行われたものと思われる。その記述は見せ消しや朱書、後述する「古たんす入」などの整理の様相がうかがえる。例えば、「御廻米一紙」と記された文書は文政2年の「書物帳面引渡帳」では2枚と記され、同3年の「書物帳面引渡帳」では辰年1枚、翌4年は巳年2枚、そして文政7年には午・申年が記された上で合点が記された横に、酉・戌の朱書がある。朱書の戌年は文政9年のことであろう。他にも置米手形なども見せ消しされており、単年度でしか通用しない文書は引き継ぎ文書として扱われなかったものと思われる。また、御用留は文政2年「書物帳面引渡帳」では寛政元年（1789）・享和3年（1803）・文化8年（1811）のものであったが、文政7年「書物帳面引渡帳」では寛政元年と文化8年の御用留が「古たんす入」となって、「文化・文政九戌」と記されている。作成されてから一定年限を経た御用留を利用する機会は乏しいため、「古たんす」へ納められたのであろう（後述）。青柳村の文書管理において、文政4年「書物帳面引渡帳」より郷蔵への移管などが確認できるものの、引き継ぎ文書・移管・廃棄の別が明確化してくるのは文政7年と評価したい。

②弘化3年の文書整理。表2は弘化3年「書物帳面引渡帳」を一覧にしたものである（以下、数字は表の番号に対応）。天保2年（1831）以降、弘化3年まで15年もの間「書物帳面引渡帳」が遺されていない。この間作成されなかったのか、作成されたが失われたのかは不明である。天保2年「書物帳面引渡帳」によれば、「貯夫喰困戻小前集帳」や「夫銭帳白紙」、「御仕様帳」に「辰」との朱書があり、「辰年分御普請残米金手形」が朱書で加筆されていることから、翌3年（辰年）までは天保2年「書物帳面引渡帳」が用いられていたものと思われる。既述のとおり、弘化3年まで15年もの間「書物帳面引渡帳」が現存しない理由は判然としないが、弘化3年に作成された契機は前年に検地帳が改められて、10「弘化二巳年改御水帳写」7冊や11「弘化二巳年改新田見取合冊」、12「高反別仕訳帳」、13「高反別仕訳并諸事控明細帳共」などが新しく引継文書に加わったためであろう。

弘化3年の「書物帳面引渡帳」で最も大きな点は、以後の「書物帳面引渡帳」の記載順序が

表2 弘化3年「書物帳面引渡帳」

	文書名	数量	備考
1	御水帳	7冊	但壺式番合冊
2	新田御検地帳	3冊	但貞享五辰・元禄七戌・享保四亥
3	新田御検地帳	1冊	元文午
4	御水帳写	古6冊	但壺式番合冊
5	御水帳写	古式7冊	但壺式番合冊
6	新田御検地帳写	3冊	但貞享五辰・元禄七戌・享保四亥
7	新田御検地帳写	1冊	元文三午
8	見取反別帳	1冊	
9	高反別仕訳帳<新古>	新古2冊	
10	弘化二巳年改御水帳写	7冊	但し合冊共
11	弘化二巳年改新田見取合冊	-	辰戌亥午年・巳申午年
12	高反別仕訳帳	1冊	
13	高反別仕訳并諸事控明細帳共	3冊	但天保十一壺・天保十四式
14	元禄御割附	7通	
15	延宝御割附	2通	
16	貞享御割附	2通	
17	大古厘附	10通	14～17「右壺巻二成」
18	宝永元申より寅迄御割附	7通	
19	正徳元卯より未迄御割附	5通	
20	享保元申より卯迄御割附	20通	
21	元文元辰より同五申迄御割附	5通	
22	寛保元酉より三亥迄御割附	3通	
23	宝暦元未より同十三未迄御割附	13通	
24	寛延元辰より午迄御割附	3通	
25	延享元子より四卯迄御割附	4通	
26	明和元申より八卯迄御割附	8通	
27	安永元辰より子迄御割附	9通	
28	天明元丑より申迄御割附	8通	
29	寛政元酉より申迄御割附	12通	
30	享和元酉より亥迄御割附	3通	
31	文化元子より丑迄御割附	14通	
32	文政元寅より子迄御割付	11通	
33	天保元丑より辰迄御割附	16通	但式巻二成ル
34	享保五子・六丑・七寅・十巳・十三申・十四酉・十六亥・十七子・十八丑・十九寅・廿卯御目録	11通	
35	元文元辰より申迄御目録	5通	
36	寛保元酉より亥迄御目録	3通	
37	延享元子より寅迄御目録	3通	
38	宝暦元未より未迄御目録	13通	
39	寛延元辰より巳迄御目録	2通	
40	明和元申より卯迄御目録	8通	
41	安永元辰より子迄御目録	9通	
42	天明元丑より申迄御目録	8通	
43	寛政元酉より申迄御目録	12通	
44	享和元酉より亥迄御目録	3通	
45	文化元子より丑迄御目録	14通	
46	文政元寅より丑迄御目録	12通	
47	天保元寅より卯迄御目録	13通	
48	弘化二辰年御目録	1通	
49	穴山梅雪殿天正八年御判物	1通	
50	河尻与兵衛殿天正拾年御判物	1通	
51	四奉行御判物	1通	但郷中掟
52	市川以清斎・安部加賀守戸川用水	2通	
53	秋山撰津守棟別除并御普請役	1通	三ヶ年御免許
54	武田勝頼公甘利上条両棟別	1通	
55	市川草間御書付	1通	
56	武田玄君青柳文六棟別免許之事	1通	但御朱印。49～56「九通袋入」

甲斐国青柳村の文書管理（西村）

57	享保十七子九月大柵悪水堰切廣	1通	
58	延享五悪水路浚	1通	
59	明和七寅三月永引高反別	1通	
60	元禄十一寅七月御代官江上ル堰代引	1通	
61	安永九子御普請自普請仕来り書上ヶ帳	1通	57～61「右袋入二成」
62	鹹沢書付富士川通境目賃	1通	
63	大柵村対談書并受取書	1通	
64	鹹沢より差出候書付	1通	
65	鹹沢河岸一件ニ付差上候書付	1通	
66	大柵村ト出入一件願書写	1通	
67	大柵村御普請所一件	1通	
68	坪川御普請ニ付長沢より取置候書付	1通	62～68「メ七通壺メニ成ル」
69	甲州三河岸駿州参場所塩一件書物	1袋	外ニ塩一件書物添駿州西條一件議定書
70	松平伊予守様御印鑑	1枚	
71	安藤様助人足賃銀御切手	1枚	外ニ請取切手数通添
72	四ヶ村悪水一件書物一袋・並ニ三百兩貸附證文壺冊・外ニ組頭より連印書壺卷・金子割渡候節人数取候口書共式冊	1卷	
73	柵一件・大工仲間・氏神社中芝間代金請取書・善応寺水神願・東南胡村より之一札	3卷	
74	番人非人一件	1卷	
75	御年貢御通并切手入新古共	箱入	
76	上町新堰一件書物	1卷	
77	絵図面	1袋	外ニ富士川絵図壺枚・天神ヶ瀧絵図壺枚
78	除蝗録・豊稼録	2冊	
79	田方内見合附帳	1冊	
80	定免御請書小前連印帳	1冊	72・73「右式品袋入」
81	百姓逸八孝義帳	1冊	
82	氏神奉加修復勘定帳	1冊	
83	天神ヶ瀧御普請勘定帳	1冊	但し袋入
84	村方小前書面口書類	1ノ	
85	河原部一件願書	1袋	河岸仕来り物書上ヶ并ニ書類品々
86	乙黒村明暗寺書物	1袋	
87	寛政御普請出来形帳	13冊	
88	享和御普請出来形帳	6冊	
89	文化御普請出来形帳	14冊	
90	文政御普請出来形帳	16冊	
91	天保御普請出来形帳	19冊	
92	弘化御普請出来形帳	1冊	
93	天保御普請仕立勘定帳	15冊	並ニ自普請共
94	弘化御普請仕立勘定帳	1冊	
95	天保未より辰迄夫錢帳	10冊	
96	弘化巳夫錢帳	1冊	
97	弘化午年夫錢白紙帳	2冊	
98	寛政・文政・天保度々夫錢帳書上ヶ	1冊	
99	御触書物小前請印帳	62冊	其外書上ヶ申渡物類品々
100	天保亥丑卯巳弘化迄宗門帳	8冊	外ニ拾四冊五人組家数人別差引帳
101	天保戌子寅辰宗門壺紙證文	4卷	
102	弘化午宗門壺紙證文	1卷	外ニ五人組家数人別差引帳
103	天保七申・天保十一子名寄帳	6冊	
104	弘化元辰改名寄帳	2冊	
105	寛政九巳年夫喰貯穀帳	袋入	
106	夫喰困戻し小前帳	20冊	外ニ取集帳・請印帳品々
107	窮民救方帳面	5冊	
108	文政十亥より弘化元辰迄拾八ヶ年新古免割	2卷	外ニ新免割壺冊・弘化二巳年より
109	文政二火之用心請印	9冊	
110	貯穀買入帳	2冊	
111	藤田池森河原田畑引方帳	1冊	
112	去ル子荒地小前帳	1冊	
113	田畑之節取置候一札	1ノニ成ル	外ニ一札品々添

114	御用留帳	新古5冊	
115	裏書帳	7冊	
116	御封印郷蔵	1ヶ所	但し御改糶九拾八俵入
117	郷蔵葺替入用	2冊	
118	寛政古分五人組	1冊	
119	氏神御修復奉加并二人足附入帳	2冊	
120	古夫銭帳并ニ下書	9冊	

この段階で確立した点である。以後、年貢割付状・年貢皆済目録や安政の大地震に伴う潰家の書上などの引継文書の増加は見られるが、基本的な記載順序は変化しない。さらに、もともとはくり紐によって一括されていた「延宝御割附二通・元禄御割附七通・貞享御割附式通・大古厘付拾通」のような古い時期の年貢割付状が14から17を「壹巻二成」と記されているように卷子仕立てになっている。同様に33天保年間の年貢割付状16通が「式巻」仕立てとなった。新たに袋入れや「メ」も弘化3年には多く見られる。これらの原状の変更については後節で述べてみたい。

③安政7年の文書整理。安政7年「書物帳面引渡帳」で特徴的なのは、10筆（133冊・9本・1メ）が前年に郷蔵へ移管されたという記述であろう。記載順序の大きな変化はなく、不用となった文書を移管して、引き継ぎ文書の縮小を図ったものと思われる（後述）。

④明治3年の文書整理。表2で掲げたように、年貢割付状・年貢皆済目録は元号ごとにまとめられていたが、最も古い「延宝御割附二通・元禄御割附七通・貞享御割附式通・大古厘付拾通」から文化年間の年貢割付状まで箱に納められることとなった。皆済目録については元号ごとに記載されるのではなく、「元文元辰より寛保三亥迄」8通のように一定のまとまりで記されるようになっている（物理的な管理の変化かどうかは不明）。これは堤防普請に関する文書も同様で、享和・文化年間の「御普請出来形帳」20冊というようにまとめて記載されている。名寄帳のように新たに箱入りになった文書も見られる。これらの対応は明治2年7月に市川代官所の後継である市川郡政局が甲府県庁に統合されて、支配の仕組みが変化したことに伴ってのことであろう。

ここで小括を行ないたい。

「書物帳面引渡帳」は文政2年から明治5年までの4つの横帳綴からなる合計26冊であり、19世紀初頭の洪水に伴う文書の大量発生によって、管理の必要性が生じたものと思われる。このうち、文政7年・弘化3年・安政7年・明治3年の4回にわたって大規模な文書整理が確認できる。文政7年の文書整理では引き継ぎ文書・移管・廃棄の別が明確化された。弘化2年の文書整理によって以後の「書物帳面引渡帳」の記載順序が確定し、一枚物の文書の「メ」や卷子仕立てなど原状の変更が多く見られた。安政7年の文書整理では肥大化した引き継ぎ文書をシェイプアップするため、133冊・9本・1メに及ぶ文書が郷蔵へ移管された。明治3年の文書整理では市川代官所の後継である市川郡政局が甲府県庁に統合され、支配のあり方が抜本的に改まったことに対応して、幕領時代の古い文書がまとめられた。

「書物帳面引渡帳」の成立と整理過程を踏まえて、次に節を改めて、具体的な記載順序と文書管理の様相を検討してみたい。

3. 青柳村の文書管理の展開と特質

ここでは「書物帳面引渡帳」から確認できる青柳村の文書管理の特質について検討してみたい。すでに前節で提示した点もあるが、別の角度からのアプローチであるので、煩を厭わず提示してみたい。

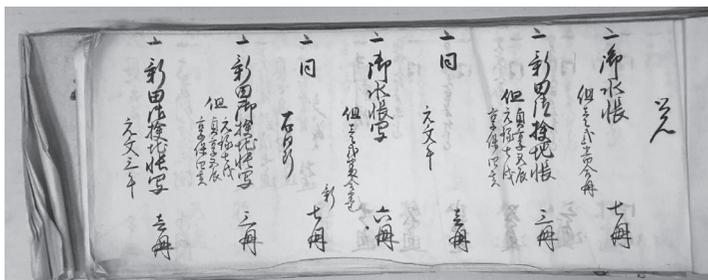


写真2 文政2年「書物帳面引渡帳」

最初に「書物帳面引渡帳」にはどのような文書が記載されているか、その順序などに注目しながら見てみよう。表3は最も古い文政2年の「書物帳面引渡帳」に記された文書の一覧である。写真2のように簡条書で記されており、全135簡条、165冊・307通・9枚・2袋・1メ・1巻・形態不明1点に及ぶ膨大な文書が引き継がれていることが分かる（帳面や一紙物が袋に入れられている場合もある）。物理的な管理方法については判然としないが、後述するように、「書物帳面引渡帳」から除外された文書は郷蔵・「古たんす」へ納められる事例が見えることから、名主が引き継いだ文書は名主居宅ないし名主家の蔵へ納められたものと想定される。安政の大地震後、嘉永7年に作成された「地震家別取調帳」には村人の罹災状況が記されており、安政2年に村役人を務めた人物の土蔵の被害が確認できる。そのうち、太左衛門は3棟、弥十郎は2棟、太郎左衛門は土2棟、源五左衛門は5棟、源兵衛は4棟、十兵衛は1棟を所有していたことが確認でき（多八に関する記述はなし）、その他の多くの村人も土蔵を所有していたことから、引き継がれた文書は土蔵で管理されたのであろう（これほど多くの引き継ぎ文書が居宅に置かれたとは考えにくい¹⁶⁾。その際、文政2年「書物帳面引渡帳」に記された77「芝間代金請取書」と78「水神領證文」が「此忒品者小引出しもの」と記されていることから、引継文書は専用の文書筆筒が用いられたものと思われる。

次に文政2年「書物帳面引渡帳」をさらに細かく見ていきたい。1から8は検地帳、10から24は年貢割付状、25から36は年貢皆済目録である。割付状・皆済目録とともに元号ごとにまとめられ、年とともに増加している。但し、途中から割付状の延享・寛延・宝暦年間、皆済目録の天明年間の順番が混乱している（例えば、天明年間の皆済目録が享和年間の後に来ている）。

37から44は「古書物」としてまとめられているように近世以前の文書が記載されている¹⁷⁾。文書から見える歴史意識という側面では、次の2点が興味深い。①39穴山梅雪（信君）判物について、最初は「公」の敬称だったにもかかわらず、弘化3年の「書物帳面引渡帳」には「公」を消して「殿」に訂正されており、嘉永元年には敬称そのものもなくなっている。穴山梅雪は武田信玄の女・見性院が妻であるが、最終的には織田信長・徳川家康に内応した人物として著

16) 「地震家別取調帳」（国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書604）。

17) 「古書物」については、増穂町誌編集委員会編『増穂町誌』史料編（増穂町役場、1977年）5～7頁に「中込政八家文書」と記されている。

表3 文政2年「書物帳面引渡帳」

	文書名	数量	備考
1	御水帳	7冊	但忝式番合冊
2	新田御検地帳	3冊	但貞享五辰・元禄七戌・享保四亥
3	新田御検地帳	1冊	元文午
4	御水帳写	6冊	但忝式番合巻
5	御水帳写	新7冊	但忝式番合巻
6	新田御検地帳写	3冊	但貞享五辰・元禄七戌・享保四亥
7	新田御検地帳写	1冊	元文三午
8	見取反別帳	1冊	
9	高反別仕訳帳<新古>	2冊	
10	延宝御割附二通・元禄御割附七通・貞享御割附式通・大古厘付拾通	-	忝メニ成ル
11	宝永元申より寅迄御割附	7通	
12	正徳元卯より未迄御割附	5通	
13	享保元申より卯迄御割附	20通	
14	元文元辰より同五申迄御割附	5通	
15	寛保元酉より三亥迄御割附	3通	
16	延享元子より四卯迄御割附	4通	
17	寛延元辰より午迄御割附	3通	
18	宝暦元未より同十三未迄御割附	13通	
19	明和元申より八卯迄御割附	8通	
20	安永元辰より子迄御割附	9通	
21	天明元丑より申迄御割附	8通	
22	寛政元酉より申迄御割附	12通	
23	享和元酉より亥迄御割附	3通	
24	文化元子より十酉・十二亥迄御割附	12通	
25	享保五子・六丑・七寅・十巳・十三申・十四酉・十六亥・十七子・十八丑・十九寅・廿卯御目録	11通	
26	元文元辰より五申迄御目録	5通	
27	寛保元酉より亥迄御目録	3通	
28	延享元子より三寅迄御目録	3通	
29	寛延元辰より同二巳迄御目録	2通	
30	宝暦元未より同十三未迄御目録	13通	
31	明和元申より八卯迄御目録	8通	
32	安永元辰より九子迄御目録	9通	
33	天明元丑より申迄御目録	8通	
34	寛政元酉より十二申迄御目録	12通	
35	享和元酉より亥迄御目録	3通	
36	文化元子より十三子迄御目録	13通	朱書「十四丑迄」、14通
37	河尻与兵衛殿天正拾年御判物	1通	但郷遠住作職之事。見出し「古書物」(37～44)
38	四奉行御判物	1通	但郷中掟之事
39	穴山梅雪公天正八年御判物	1通	但市場日限之事
40	市川以清斎・安部加賀守戸川用水青柳	2通	新宿へ引可申御書付
41	秋山撰津守棟別除并御普請役	1通	三ヶ年御免許御書付
42	武田勝頼公甘利上条両棟別	1通	但寅之御判
43	武田信玄公青柳文六棟別免許之事	1通	但御朱印
44	市川草間御書付	1通	37～44「九通」
45	御用留	3冊	但寛政元酉・文化八未・享和三亥
46	御仕様帳	19冊・ 外ニ5冊	寛政七・九・十一・十二・享和元・二・三 <是ハ仕越候式冊也>・同御蔵台道・文化元・二・四・五・同急破一冊・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・文政二。「メ式拾七冊」。朱書「(文政)三」、27冊
47	被仰渡	10冊	但享和二戌・同亥・文化五辰三冊・同九・同十・同十二・同十二亥年
48	御触書	7冊	但享和元酉・文化二丑・同三寅・同四卯・六巳・同八未二冊メ
49	安永四酉・天明四辰明細帳	2冊	外ニ忝冊御普請明細
50	文政元火之用心請印	1冊	朱書「(文政)二」
51	川除御普請ニ付請印	4冊	但寛政五丑・享和二戌・文化元酉・二

甲斐国青柳村の文書管理（西村）

52	村方請印帳	10冊	寛政九巳借屋・同転奕・同十一未村定・享和二戌願筋之儀・文化二丑年・同九申三冊・同十一戌・十四丑年
53	文政二卯年宗門帳	2冊	
54	文政二卯年五人組	2冊	
55	先年認来る分五人組	1冊	
56	文政元年宗門巻紙證文	1通	朱書「(文政)三年」
57	文政二年寅夫錢帳	1通	朱書「(文政)三年卯春」
58	文政二年寅夫錢白紙	2冊	
59	文化十酉田畑名寄	3冊	
60	文政元寅田畑名寄	新3冊	
61	裏書帳	5冊	但四番安永五・五番天明七・六番享和二・七番文化七・八番文化十五
62	享和二戌・文化二丑内見帳	2冊	外二巻冊文化元子年分
63	享和二戌・文化元子畑方泥砂押小前帳	2冊	
64	享和二戌・文化元子田畑損地小前帳	2冊	
65	文政元寅夫錢小行帳	2冊	
66	文政二卯村祈禱入用帳	1冊	朱書「(文政)三辰」
67	寛政五丑より村方免割勘定目録	1巻	
68	村絵図	3枚	寛政五丑風祭馬様へ・享和二戌鷹野又八様へ・享和二戌市川御役所へ
69	右之外村絵図	5枚	
70	富士川絵図	1枚	朱書
71	享保十七子九月大們悪水堰切廣	1冊	右堰瀬廻し堰代引
72	明和七寅三月永引高反別	1冊	
73	元禄十一寅七月御代官江上ル堰代引	1冊	
74	安永九子御普請自普請仕來書上帳	1冊	71～74「メ四品者合冊ニシテ袋入」
75	村方口書	53通	
76	村方口書	13通	外帳巻冊
77	請取書	2通	芝間代金<永兵衛・金八>
78	水神領證文	-	善応寺。77～78「此貳品者小引出しもの」
79	出火御進進	6通	
80	出火入寺濟口	8通	
81	乙黒村明暗寺證文并請取書	1袋	
82	森右衛門屋敷代金	1通	
83	夫喰帳	1袋	
84	借家證文案紙	2通	
85	東南胡村より預り置候一札	1通	
86	算書	1冊	
87	枡一件三郡願	1通	
88	藤田番人一件	1通	
89	寛政四冊・享和巻冊・文化十四丑迄十一冊御普請仕上帳	18冊	外二村繕ひ五冊・文政二仕越共貳冊。朱書「文政三辰巻冊」
90	文化元子荒地引方	1冊	
91	持高小前	1冊	
92	損地引戻シ	1冊	
93	文化十五寅村入用夫錢帳下書	1冊	
94	文化二丑去ル子荒地小前	1冊	
95	文化八高反別段免書上	1冊	
96	家数人別稼方御尋ニ付書上	1冊	外二測量方江差上候分巻冊
97	家数人別稼方御尋ニ付書上	1冊	御廻米御掛り江差上候分
98	文化八未・十・十二・十四貯夫喰小前帳	6冊	尤惣石数御役所改御印形有之。朱書「文政二」、7冊
99	文化十二貯夫喰買入帳	1冊	
100	丑・寅甲府御蔵夫喰返納米小手形	2枚	丑抹消。朱書「卯」
101	寅年巻・卯貳枚置米之内手形	1枚	朱書「卯巻・寅貳枚」、抹消。朱書「(寅)巻、卯貳枚」
102	値段引立御書付	1枚	
103	御廻米一紙	2枚	
104	丑・寅御通	2枚	丑抹消。朱書「卯」
105	四天王寺奉加請取	2枚	
106	牢屋修覆切手	1枚	
107	安藤様助人足	1枚	賃銀御切手

108	松平伊予守様御印鑑	1 枚	
109	文化二丑閏八月定免御請文	1 冊	
110	御廻米一件被仰渡	3 冊	
111	糶種卸被仰渡	1 冊	
112	天明四辰武三郎一件	7 通	外御差紙一通
113	文化五石砂入損地小前帳	1 冊	
114	文政元年石砂入損地小前帳	1 冊	
115	文化十三石泥砂入	1 冊	
116	郷蔵葺替入用	1 冊	
117	文政三辰起返り小前帳	1 冊	朱書
118	去ル子荒地小前	3 冊	
119	文化起返小前	3 冊	
120	段免小前寄付	1 冊	
121	田畑荒地小前	1 冊	
122	田畑損地書上小前	1 冊	
123	田畑石砂入損地小前帳	1 冊	
124	文化七午春鰯沢書付	1 通	富士川通境目地貸
125	文化八未米穀一件済口證文写	1 冊	
126	袋ヶ池書付	1 通	
127	大工仲間より一札	1 通	
128	番人友八召抱證文	1 通	
129	神主奉加帳	1 冊	
130	白山権現堂瓦葺替帳	1 冊	
131	相続拝借金割賦小前帳	1 冊	
132	坪川普請ニ付長沢より取候書付	1 通	
133	文政二卯氏神本社葺替入用帳	1 冊	
134	文政二御普請残米金手形	1 通	朱書〔(文政)三〕
135	百姓逸八孝儀扨	1 冊	朱書

名であろう。穴山信君に対する敬称の変化は、地元を裏切ったことに対する憎悪が何らかの契機によって現れた歴史認識の変化の表象と評価できよう。②一方で、43武田信玄朱印状の場合、嘉永6年以降、安政5年まで「武田信虎公」（武田信玄の父）と記され、一度は武田信玄に改められた後、慶応4年以降、最後の「書物帳面引渡帳」まで武田信虎と記されている。青柳村にとって重要な「古書物」は渡辺浩一氏が定義した存在証明文書であり、記述の間違いは起こるはずもなく、ましては武田信玄という人物名の単純な誤りは、青柳村における存在証明文書の軽視と考えられる。存在証明文書自体の存在価値の「揺れ」があるのではなからうか。

「古書物」のまとまりのあと、46から49は御用留・触書などの帳面、50から52は村方の請印帳、53から56は宗門帳、57・58は夫銭帳、59・60名寄帳、61裏書帳といった基礎的な帳面が確認できる。62から67は19世紀初頭の災害に伴う文書であろう。68から70は絵図面だが、68村絵図は文政7年に1袋にまとめられて、弘化3年には全ての絵図面が1袋にまとめられている。71から74は大柵村（現在の山梨県南巨摩郡富士川町大柵）に関する一括であり、「メ四品者合冊ニシテ袋入」となっている。大柵村は青柳村の北に位置し、坪川や釜無川・笛吹川の合流点であるため、たびたび河川の氾濫による水害が起こった。それらの文書のうち古い帳面を合冊して袋に入れている。

77・78は「芝間代金請取書」と「水神領證文」で、既述のとおり「此忒品者小引出しもの」と記されているが、弘化3年には他の文書とともに3巻にまとめられている。79以降は主に弘化3年を契機に記載されなくなっているか、それ以前に郷蔵・「古たんす」へ納められている文書が多い。そのうち105「四天王寺奉加請取」から108「松平伊予守様御印鑑」は文政7年に「右四品壺メニ成ル」と記されている。また、124「文化七午春鰯沢書付」と132「坪川普請ニ付長

沢より取候書付」は、文政7年に「書物帳面引渡帳」に記載されることになった大柵村・鯉沢村との争論に関する文書とともに、弘化3年に「メ七通壺メニ成ル」と記されている。

ところで、新名主へ引き継がれる文書は年々増加していき、保管と活用のために様々な工夫が成されている。特に袋・くくり紐・卷子仕立てなど文書を一括してファイリングしている点は興味深い。以下、事例を見てみよう。

71「享保十七子九月大柵悪水堰切廣」、72「明和七寅三月永引高反別」、73「元禄十一寅七月御代官江上ル堰代引」、74「安永九子御普請自普請仕来書上帳」の4冊は青柳村の北に位置する大柵村の堰に関する帳簿だが、これらは「メ四品者合冊ニシテ袋入」と記されているように4冊が合冊された上で袋に一括されていた。そして嘉永2年には「延享五悪水路浚」の帳面も含めて「右五品袋入ニ成」と記されている。「延享五悪水路浚」は天保2年「書物帳面引渡帳」にはじめて記載されており、現在、秋山家文書には収蔵されていないため、なぜこの段階で一括となったか、延享年間の文書がなぜこの段階で引き継がれることとなったのかなどは不明である。なお、「古書物」も弘化3年には袋に入れられている。

袋でまとめる以外にも「メ」という形態で記されている事例も確認できる。「メ」とは、おそらく紙縫りなどのくくり紐によって一括にされていたのであろう。例えば、105「四天王寺奉加請取」（2枚）、106「牢屋修覆切手」（1枚）、107「安藤様助人足」（1枚）、108「松平伊予守様御印鑑」（1枚）は文政7年に「右四品壺メニ成ル」と記されているが、これは文書の増加とともに一枚物の管理を徹底するためにくくり紐で一括にしたものと思われる。また、10「延宝御割附二通・元禄御割附七通・貞享御割附式通・大古厘付拾通」と記された17世紀段階の年貢割付状も「壺メニ成ル」とあるようにくくり紐で一括にされていたが、弘化3年には「右壺卷ニ成」と記されている。この卷子仕立ては利用の便というよりも、古い文書であるという希少性とともに経年劣化を食い止める意味があろう。

本来は一枚物である文書を、その関係する文書の一括として「メ」ていたわけだが、年貢割付状・年貢皆済目録は「メ」られておらず、一枚一枚で保管されていたことが「書物帳面引渡帳」からうかがえる。何故、割付状・皆済目録が一枚一枚で保管されていたのか、おそらくそれらを利用した、ないしは利用する可能性があったためであるが、収奪される年貢量を確認するためなら比較的新しい時期の割付状・皆済目録のみで構わないはずである。しかし、最も古い「延宝御割附二通・元禄御割附七通・貞享御割附式通・大古厘付拾通」が卷子として管理されていた以外の18世紀初頭以降の割付状・皆済目録が全て「メ」られていない。これは推測であるが、周知の通り、割付状・皆済目録には様々な自然災害による年貢減免額とその自然災害が記されている。青柳村のような富士川氾濫による被害が大きい村では、割付状・皆済目録の記述を参照して、自然災害が起きた際に領主に対する減免要求を行なう可能性があったため「メ」られていないのではなかろうか。既に述べた「書物帳面引渡帳」の割付状・皆済目録の年代の順序が異なっていたことは、文書の出納と返却に伴い誤った場所へ戻ってしまったという現在の資料収蔵機関でも想定されるミスから起きたのかもしれない。

次に、「書物帳面引渡帳」から引き継ぎ文書の移管・廃棄についても見てみよう。既述のように、膨大な文書が引き継がれ、さらに新しい文書が作成・授受されるため、村政業務が滞る場合が想定される。そのため青柳村では適宜移管や廃棄を行っている形跡が確認できる。それぞれの事例を確認してみよう。

①「古たんす」。早くは文政4年「書物帳面引渡帳」に記されており、「文化十酉田畑名寄帳」・「文化十五寅村入用夫銭帳下書」が「古たんす入」と記されている。文政4年の次に「書物帳面引渡帳」が記されたのは文政7年であるため、この間に「古たんす」へ納められたものと思われる。現在、国文学研究資料館蔵秋山家文書には、田畑名寄帳は天明5年(1785)、村入用夫銭帳は明和2年(1765)から遺されており、「書物帳面引渡帳」作成以前にも適宜「古たんす」に入れられた文書の存在がうかがえよう。特に文政7年には多くの文書が「古たんす」に納められた。表4は文政7年「書物帳面引渡帳」において「古たんす入」と記された一覧である。165筆のうち17筆が「古たんす」に納められており、享和年間から文政年間にかけての水害・荒地・早損による小前の書上や夫喰帳の類であった。文政7年段階ではこれらの災害関係の文書が現用である必要がなくなったために「古たんす」へ収納されたのであろう。

②郷蔵。青柳村の郷蔵については、天保3年「指出明細帳」によると、3間×2間の1ヶ所のみが記されており¹⁸⁾、『図録農民生活史事典』にも絵図が掲載されているように、駿州往還沿いに建てられていた¹⁹⁾。早くは文政7年「書物帳面引渡帳」の「辰年分新田高反別小前帳」に「郷蔵へ」と記されている。郷蔵が古い文書の保管施設として機能していたようで、安政7年(1860)「書物帳面引渡帳」には「是より未拾筆郷蔵江入」とあり、前年(安政6年。未年)には多くの文書が郷蔵に納められた(表5)。なお、郷蔵に納められた文書も秋山家文書として国文学研究資料館秋山家文書に収蔵されている。

表4 文政7年「書物帳面引渡帳」にみる「古たんす」移管文書

文書名	数量	備考
御用留	2冊	文化・文政9。寛政元・文化8「古たんす」
享和二戌・文化二丑内見帳	2冊	外二巻冊文化元子年。朱書「古たんす入」
享和二戌・文化元子畑方泥砂押小前帳	2冊	朱書「古たんす入」
文化元子荒地引方帳	1冊	朱書「古たんす入」
文化元子持高小前帳	1冊	朱書「古たんす入」
文化元損地引戻帳	1冊	朱書「古たんす入」
文化八未・九・十・十二・十四・文政元・二・四・五・八・九貯夫喰小前集帳	12冊	合点。尤惣石数御役所改御印形有之、外二買入帳巻冊。朱書「亥七月古たんす入」
文化六段免小前寄附	1冊	朱書「古たんす入」
文化六田畑荒地小前帳	1冊	朱書「古たんす入」
文化六田畑損地書上小前	1冊	朱書「古たんす入」
文政六・八泥砂入損地小前帳	2冊	朱書「古たんす入」
文政三年辰田畑取下場小前帳	1冊	朱書「古たんす入」
文政元年石砂入損地小前帳	1冊	朱書「古たんす入」
巳年分畑方早損小前帳	1冊	朱書「古たんす入」
辰年新田高反別小前帳	1冊	朱書「古たんす入」
神主奉加帳	1冊	合点。「古たんす入」
文政六未田畑泥砂入損地小前帳	1冊	朱書「古たんす入」

18) 「指出明細帳」(前掲註17『増穂町誌』史料編)45頁。

19) 秋山高志他編『図録農民生活史事典』(柏書房、1979年)口絵1頁、『増穂町誌』史料編。なお、口絵写真を分かりやすく提示したものとして、山梨県埋蔵文化財センターホームページ「埋蔵文化財遺跡トピックスNo.360町屋口遺跡 一河岸お蔵道—【富士川町】」(<https://www.pref.yamanashi.jp/maizou-bnk/topics/301-400/0360.html>)。2016年9月15日閲覧。

表5 安政7年「書物帳面引渡帳」に記された「是より未拾筆郷蔵江入」

文書名	数量	備考
御触書小前請印帳	64冊	
天保亥より嘉永丑年迄宗門帳	14冊	
天保寅より嘉永寅年迄宗門帳一紙	9本	
家数人別差引五人組帳	19冊	
貯穀取集帳	7冊	内式冊下書
火之用心請印帳	22冊	
郷蔵葺替入用帳	3冊	
氏神修覆奉加并人足附込帳	2冊	
高田村出火一件願書・大柗村吉五郎一件願書	1メ	
御普請御證文并御手形写	2冊	
文政六未田畑泥砂入損地小前帳	1冊	朱書「古たんす入」

③廃棄。例えば、文政7年には多くの朱書や訂正が見られるが、置米手形や年貢通帳は見せ消しとなっている。いずれの文書も当該年のみ必要なものであり、廃棄されたものと思われる。弘化3年以降、これらの文書と思われる「御年貢御通并切手入新古共」とあり、「箱入」と記されているため、古い置米手形や年貢通帳も遺されていたものと思われるが、秋山家文書にはないため詳細は不明である。その他、特に廃棄とは記されていないものの、見せ消しとなった次の年の「書物帳面引渡帳」には記載がないものも多い。「古たんす」や郷蔵などと記されていないことから、これらは廃棄されたと考えられよう。

ここで小括を行ないたい。

最も古い文政2年「書物帳面引渡帳」の記載順序は、検地帳、年貢割付状、年貢皆済目録、「古書物」、村の基礎的な帳面（御用留・名寄帳など）、19世紀初頭の災害に伴う文書、絵図面、大柗村に関する「メ四品者合冊ニシテ袋入」、その他となっていた。

このうち存在証明文書である「古書物」の記述には変化がうかがえ、歴史認識の変化の表象と存在証明文書の軽視が確認できる。存在証明文書自体の存在価値の「揺れ」と評価できよう。

新名主へ引き継がれる文書は年々増加していくため、袋・くり紐・卷子仕立てなど文書を一括してファイリングしており、保管と活用のために適宜原状を変えている。一枚物は管理のために、関係文書とともに「メ」ていることが多いが、膨大な年貢割付状・年貢皆済目録は「メ」られていない。これは割付状・皆済目録に記載された様々な自然災害による年貢減免を参照するためであると仮定した。

さらに、青柳村の文書の「ライフサイクル」として、非現用文書の「古たんす」や郷蔵への移管、不用となった文書の廃棄が見て取れる。

おわりに

最後に本稿をまとめたい。

青柳村の「書物帳面引渡帳」計26冊は名主引継目録であり、膨大な災害に関わる帳簿の蓄積によって、文政2年（1819）に成立した。4回の文書整理があり、記載順序の確定、「古たんす」

や郷蔵への移管、文書廃棄、一括化などの原状変更が徐々に行われていった。

「書物帳面引渡帳」内の記載順序は弘化3年以降ほぼ確定するが、武田信玄の朱印状など、存在証明文書である「古書物」の記述には変化がうかがえ、歴史認識の変化の表象と存在証明文書の軽視が見られ、存在証明文書自体の存在価値の「揺れ」と評価した。

文書は袋・くくり紐・卷子仕立てなど文書を一括してファイリングしており、保管と活用のために適宜原状に変更を加えている。一枚物は関係文書とともに「メ」で一括化していることが多いが、年貢割付状・年貢皆済目録は「メ」られておらず、割付状・皆済目録に記載された自然災害による年貢減免を参照する可能性を指摘した。

本稿最後にアーカイブズ学的な整理の課題について触れてみたい。嘉永7年(1854)の南海トラフ巨大地震(安政の東海地震及び南海地震)によって青柳村は甚大な被害を受け、「大地震御触書請印帳」・「大地震潰家取調帳」(2冊)・「大地震潰屋書上帳」・「大地震相続拝借小前帳」・「奇特金割渡帳」(2冊)・「潰家窮民拝借請印帳」・「夫喰拝借人別帳」・「夫喰拝借貸附小前帳」・「夫喰拝借小前書上帳」の計11冊の帳簿が作成された。このうち前掲註10『史料館所蔵史料目録』13では大項目「災害・救恤」中項目「地震」に分類²⁰⁾されている帳簿が「大地震御触書請印帳」・「大地震潰家取調帳」(2冊)²¹⁾・「大地震潰屋書上帳」・「大地震相続拝借小前帳」・「潰家窮民拝借請印帳」に過ぎない。「夫喰拝借人別帳」・「夫喰拝借貸附小前帳」は大項目「災害・救恤」中項目「貯穀・夫食」小項目「取集」に分類されており²²⁾、「奇特金割渡帳」(2冊)に至っては大項目「貢租」中項目「上納金」に分類されている。奇特金の小前への割り渡しを上納金に分類するのは明らかな間違いとしても、夫食帳を南海トラフ巨大地震の被災に関わる文書から切り離して分類してはこの夫食帳の意味が失われてしまう。この点については藤村氏も解題の中で問題点として指摘しているが、名主引継文書目録が遺されている場合、それらを十分に分析した編成が求められよう。

20) アーカイブズ学としては「編成」の語を用いるべきだが、ここでは『史料館所蔵史料目録』13の記述に従う。

21) 前掲註10『史料館所蔵史料目録』13の「地震家別取調帳」(国文学研究資料館蔵甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書604)と思われるが、現存するのは1冊のみである。

22) 「夫喰拝借小前書上帳」については不明。